

就労継続支援等における在宅利用（支援）の現状等について

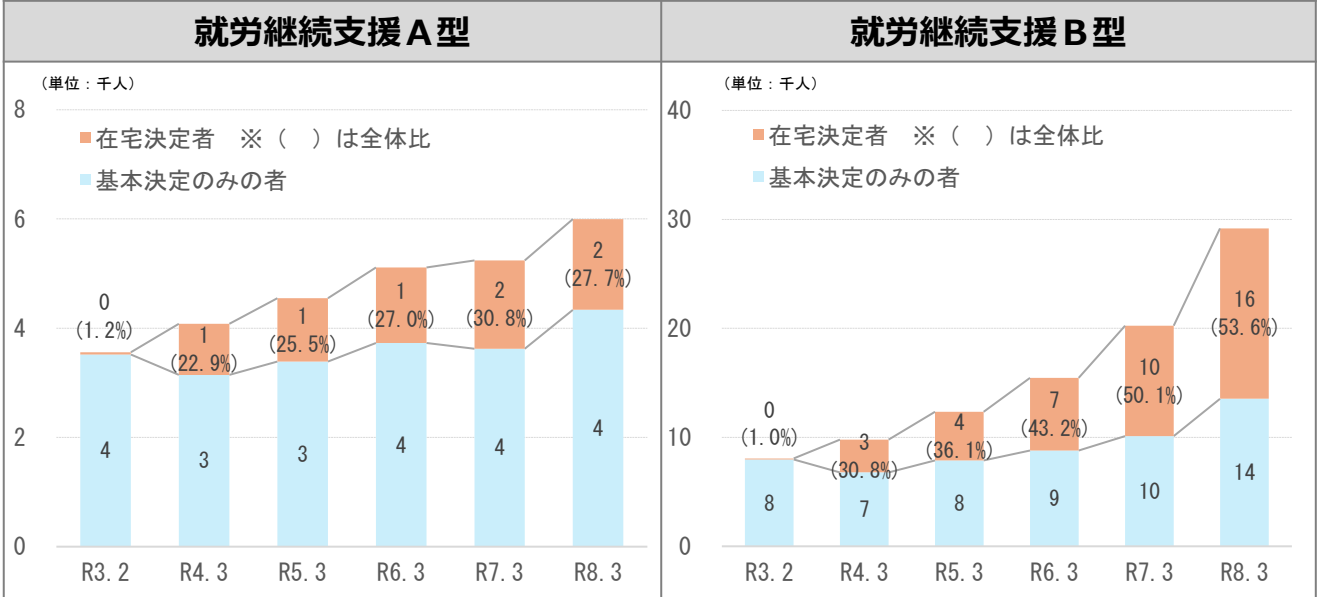
令和 8 年 7 月 22 日

第 1 回障がい福祉サービス等における支給決定等のあり方検討会議

就労継続支援等における在宅利用（支援）の状況

現状と課題

- 令和3年度報酬改定において、在宅利用者に係る要件の変更があつて以降、本市では、在宅利用の支給決定者が増え、特に就労継続支援B型はその伸びが顕著
- 一部ではあるが、在宅支援と称して、就労支援の生産活動として適さない可能性のある活動や、支援の実態が認められない不適切な事業運営が見受けられる
- 通所（対面）支援により、利用者の状態や訓練の進捗状況等を直接確認することで、就労に必要な知識及び能力の向上とともに、他者との交流を通じた自立と社会参加の促進につながる側面を踏まえつつ、在宅支援については、必要な人に適切な給付と良質なサービスを確実に届けるための取組が重要



国の動向等

- 「指定就労継続支援事業所の新規指定及び運営状況の把握・指導のためのガイドライン」が示された（令和7年11月）
- 在宅支援について、令和9年度報酬改定において見直しを行うことも検討中（令和8年4月 報酬改定検討チーム資料より）

今後の方向性

- 今後、本人の希望や特性、就労ニーズの多様化等にも十分に考慮したうえで、支給決定の手続きの透明性・公平性を確保していく観点から、在宅利用に係る支給決定等のあり方の見直しの検討を進める

就労継続支援等における在宅利用に係る本市支給決定の取扱い

1 在宅利用の対象者

在宅でのサービス利用を希望する者であって、在宅でのサービス利用による支援効果が認められると判断した者

※ 国の通知等のとおり

2 在宅利用の支給決定を確認する書類

在宅利用に係る申立書（本市様式）

※ 右記の申立書において、利用者本人の希望、事業所に支援の効果等について記載を求め、在宅利用の決定の可否を判断

3 現状と今後の検討調査等の方針（案）

次の現状と今後の検討調査等の方針（案）を踏まえ、在宅利用に係る支給決定プロセスのあり方の見直しの方向性、ロードマップを示していく

- ① 支給決定時において、
 - 在宅支援の効果が認められるかの画一的な判断基準がない
 - 在宅利用に合わせて、原則利用日数を超える特例の申し立ても増えている
 - 申立書に記載された内容と実際の支援内容との乖離の可能性がある

➤ 今後の調査等の方針として、まずは実態を把握する
（区保健福祉センター等へのヒアリング、申立書の支援効果内容の傾向分析、他都市事例調査、報酬改定の動向注視など）
- ② 常時かつ長期的に在宅支援が行われることで、
 - 他者との交流機会が失われ、利用者の自立と社会参加の促進につながっていない可能性がある
 - 個別支援計画作成に係るアセスメント及びモニタリングが適切に行われていない可能性がある
 - 特にセルフプラン対象者は、利用者が困りごとなどについて、対面で相談しにくいほか、第三者の中立的かつ専門的な立場から支援内容を評価することができていない可能性がある

➤ 今後の調査等方針として、計画相談支援の利用促進に向けた検討調査を実施する
（【参考】サービス別の計画相談支援の利用率 [R7.3] 就A：37.0%・就B：49.5% ※在宅も同程度）

記入例

就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）における在宅利用に係る申立書

年 月 日

〇〇〇区保健福祉センター所長



申請者	住 所	大阪市北区中之島1-1-1		
	本人氏名	大阪 太郎 (生年月日: □□ 年 □□ 月 △△ 日)		
届出者	届出者氏名	本人との関係: ()		
	※本人が届け出る場合は記入不要です。			

下記の理由により、就労移行支援※、就労継続支援（A型、B型）における在宅でのサービス利用を希望するため、次のとおり申請します。

利用する事業所名	名 称	大阪移行支援事業所
	所 在 地	大阪市北区中之島1-1-2
	サ ー ビ ス 種 別	☒ 就労移行支援 ☐ 就労継続支援A型 ☐ 就労継続支援B型
事業所連絡先	電 話 番 号	06-1111-1111
	F A X	06-2222-2222

本人記入欄（在宅でのサービス利用を希望する理由についてご記入ください。）

以前は、大阪移行支援事業所に週5日通所していた。半年前に事故に遭い、重度の下肢障がいと麻痺を負ってしまって以降、週5日の通所により訓練を受けることが困難となった。引き続き、移行支援事業所で受けていたパソコンを利用したのスキルアップを図り、将来的にはパソコンを使用している在宅就労を目指すため。

事業所記入欄（在宅でのサービス利用における支援効果及び運営規程の状況について記入願います。）

通所利用をしていたときから、就労に対する意欲が高く、パソコンを使用している訓練にも積極的に取り組んでいた。重度の下肢障がいと麻痺を負ってからも、本人の就労に対する意欲は依然として高く、在宅利用による訓練を継続することは本人の能力向上に資するものと考えている。

運営規定の状況について、該当する場合にチェック

☒ 運営規程に在宅で実施する訓練及び支援内容について（ 明記済 ・ 明記予定 ）

担当者名 大阪 花子

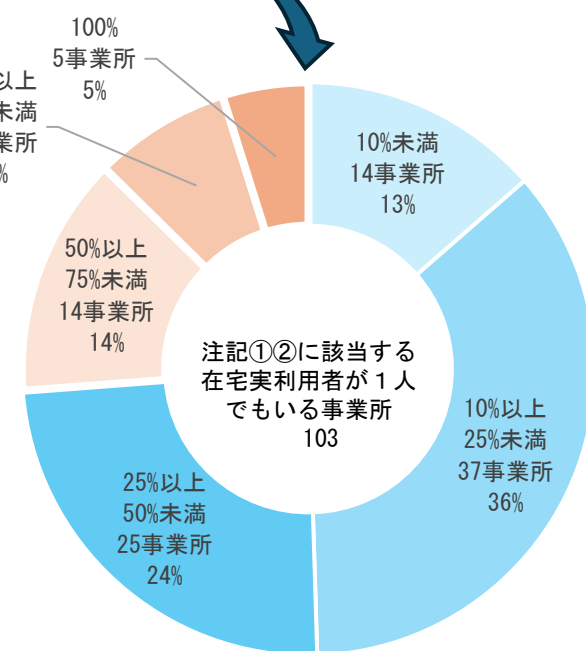
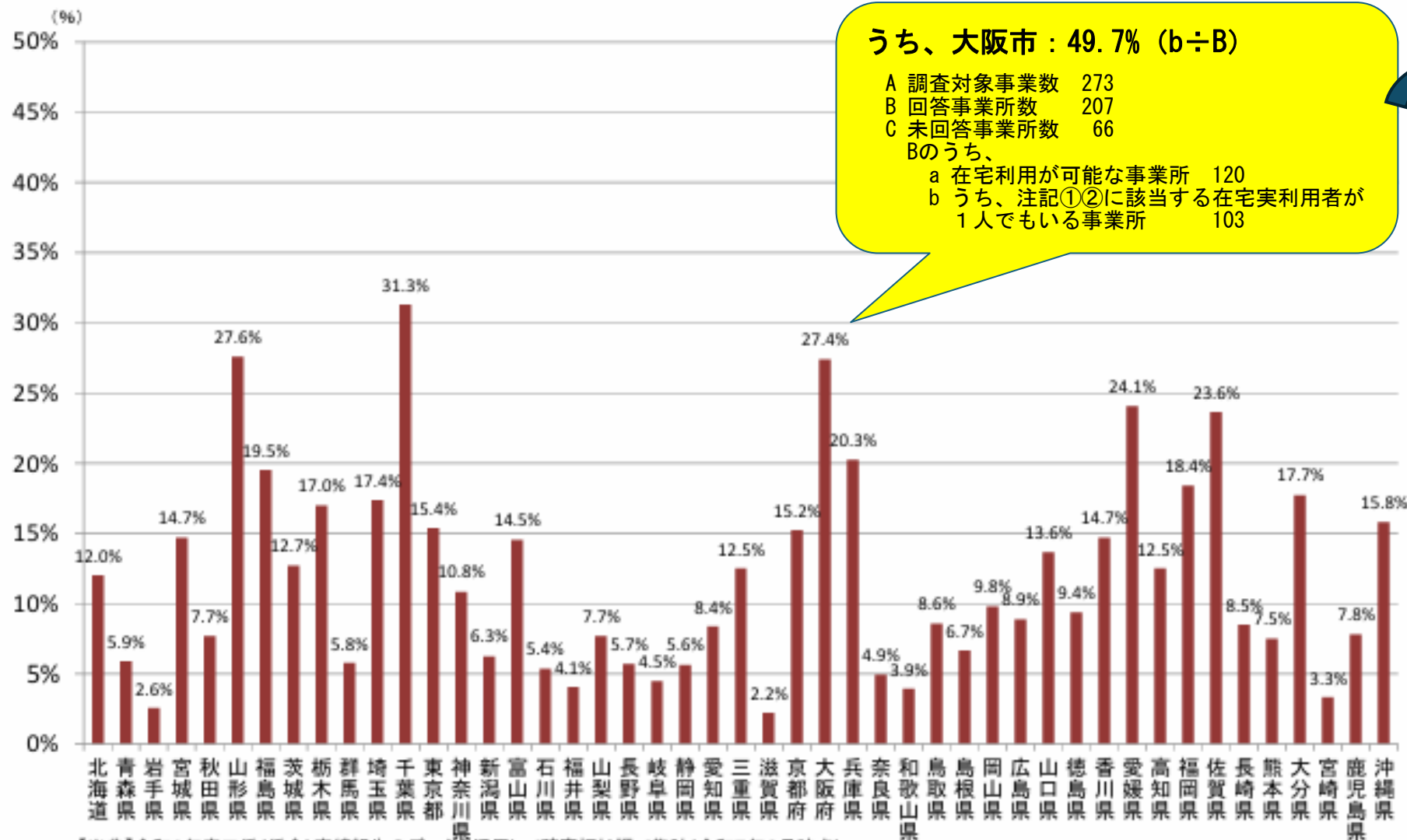
※就労移行支援（養成型）においては、在宅利用はできません。

ご意見をいただきたい項目等

- 在宅利用が増える中、在宅支援が必要な人に良質なサービスを確実に届けるため、現状・課題・論点・配慮すべき事項などを整理し、今後の検討調査等に反映するため、次の項目についてご意見をいただきたい。

項目	ご意見に当たっての補足
在宅支援による効果等	• 在宅支援を行うことが効果的な利用者像 • 対面での支援が原則であることを踏まえつつ、在宅でのサービス利用による支援効果の検証方法（対象サービス：就労移行支援、就労継続支援A型・B型）
在宅支援の好事例	• 在宅から通所へ移行した支援の好事例、通所への移行に要する期間 • 在宅又は通所との組み合わせによる支援の好事例
対面が原則であることの周知と理解	• 事業者や利用者本人・家族等への周知・理解促進のための方策 • 適切な意思決定支援と不適切な誘因を減らす方策
支給決定時の審査の強化と配慮事項 など	• 在宅利用に係る支給決定等のあり方の見直しにあたっての留意点（基準の明確化や審査の強化、配慮すべき事項、経過措置など） • 在宅利用が長期化している利用者への計画相談支援の利用促進 • その他（事業所が地域において顔の見える関係づくりの方法など）

就労継続支援A型 都道府県別・在宅支援実施事業所の割合



【事業所における利用者の在宅支援の割合】

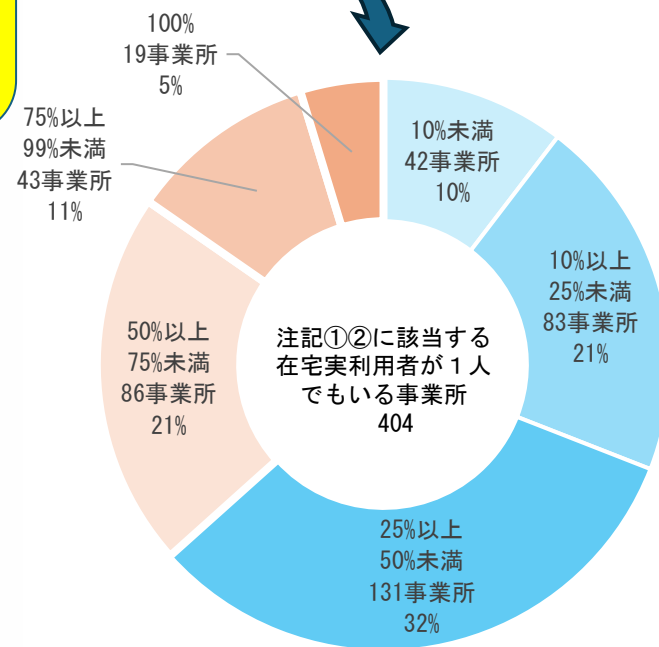
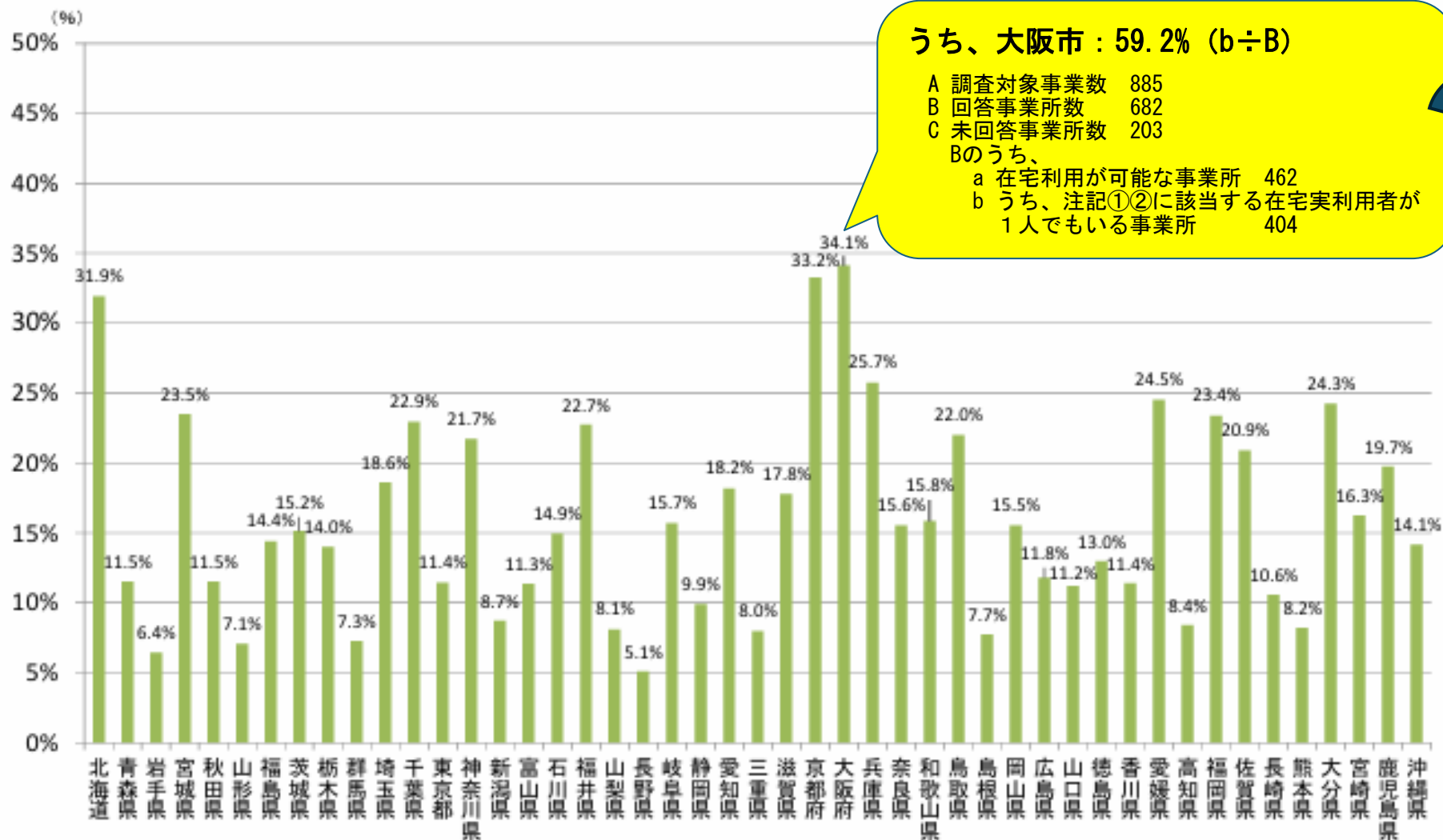
実際に在宅利用者がいる事業所のうち、在宅利用者の割合が半数を超える事業所は、4分の1程度存在。

【出典】令和6年度工賃(賃金)実績報告のデータを活用して障害福祉課で集計(令和7年3月時点)

各都道府県の全事業所数に占める下記①及び②を満たす事業所数の割合

①運営規定に在宅で実施する訓練及び支援内容が明記されている、②常時(利用日数のうち概ね6割程度以上)在宅で実施する訓練及び支援を受けている実利用者がいる

就労継続支援B型 都道府県別・在宅支援実施事業所の割合



【事業所における利用者の在宅支援の割合】

実際に在宅利用者がいる事業所のうち、在宅利用者の割合が半数を超える事業所は、3分の1程度存在。

【出典】令和6年度工賃(賃金)実績報告のデータを活用して障害福祉課で集計(令和7年3月時点)

各都道府県の全事業所数に占める下記①及び②を満たす事業所数の割合

①運営規定に在宅で実施する訓練及び支援内容が明記されている、②常時(利用日数のうち概ね6割程度以上)在宅で実施する訓練及び支援を受けている実利用者がいる

○「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」
（平成19年4月2日障発第0402001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）【抄】

(3) 在宅において利用する場合の支援について

① 就労移行支援事業所又は就労継続支援事業所において、在宅でのサービス利用を希望する者であって、在宅でのサービス利用による支援効果が認められると市町村が判断した利用者（以下「在宅利用者」という。）に対して就労移行支援又は就労継続支援を提供するに当たり、次のアからキまでの要件のいずれにも該当する場合に限り、報酬を算定する。

なお、在宅で就労移行支援又は就労継続支援を提供する場合には、運営規程において、在宅で実施する訓練内容及び支援内容を明記しておくとともに、在宅で実施した訓練内容及び支援内容並びに訓練状況及び支援状況を指定権者から求められた場合には提出できるようにしておくこと。その際、訓練状況（在宅利用者が実際に訓練している状況）及び支援状況（在宅利用者に訓練課題に係る説明や質疑への対応、健康管理や求職活動に係る助言等）については、本人の同意を得るなど適切な手続きを経た上で、音声データ、動画ファイル又は静止画像等をセキュリティーが施された状態で保存し、指定権者から求められた場合には個人情報に配慮した上で、提出できるようにしておくことが望ましい。

ア 通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援が行われるとともに、常に在宅利用者が行う作業活動、訓練等のメニューが確保されていること。

イ 在宅利用者の支援に当たり、1日2回は連絡、助言又は進捗状況の確認等のその他の支援が行われ、日報が作成されていること。また、作業活動、訓練等の内容又は在宅利用者の希望等に応じ、1日2回を超えた対応も行うこと。

ウ 緊急時の対応ができること。

エ 在宅利用者が作業活動、訓練等を行う上で疑義が生じた際の照会等に対し、随時、訪問や連絡による必要な支援が提供できる体制を確保すること。

オ 事業所職員による訪問、在宅利用者による通所又は電話・パソコン等のICT機器の活用により、評価等を1週間につき1回は行うこと。

カ 在宅利用者については、原則として月の利用日数のうち1日は事業所職員による訪問又は在宅利用者による通所により、在宅利用者の居宅又は事業所内において訓練目標に対する達成度の評価等を行うこと。

キ オが通所により行われ、あわせてカの評価等も行われた場合、カによる通所に置き換えて差し支えない。

② その他留意点

ア 在宅と通所に支援を組み合わせることも可能であること。

イ 利用者が希望する場合には、サテライトオフィスでのサービス利用等在宅でのサービス利用と類似する形態による支援を行うことも可能だが、その際にも①のアからキまでの要件をすべて満たす必要があること。

○ 指定就労継続支援事業所の新規指定及び運営状況の把握・指導のためのガイドライン【抄】

e.在宅支援の適切性

- ・在宅支援と称して、前記d.に記載したような、公費による就労支援の生産活動として適さない可能性がある活動や、就労に必要な知識及び能力の向上に寄与しない自習を行わせているなど、就労支援の実態が認められない不適切な事業運営が散見されているため、提供される生産活動の内容や緊急時対応の具体的な実施方法・（事業所の職員が速やかに利用者の元へ駆けつけ、緊急時の対応が実施できるか）等、在宅支援の要件を満たした運営が実施できる事業計画になっているかに加え、運営規程において、在宅での訓練内容及び支援内容が明記されているか確認し、留意事項通知及び「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.8」（令和7年3月31日）に照らして、適切な内容となっているか確認すること。

サ 在宅支援の実態

- ・在宅支援においては、要件を満たしていない事例や生産活動を提供していない不適切な事例も散見されるため、前述の2（2）イ（ア）e「在宅支援の適切性」を踏まえて、在宅支援における要件をいづれも満たしているか、また、生産活動を含め適切なサービス提供がなされているか、在宅支援による支援効果がどのように認められているか等について、個別支援計画やサービス提供記録等のほか、必要に応じて、在宅での生産活動の作業環境等を含めて確認すること。